

中央区市街地開発事業指導要綱第13条に定められた要綱等の協議先について

事前申出書・合意書の（第二面）に記載されている要綱・条例の協議先は以下のとおりです。

要 綱 等 の 名 称	要綱又は条例の所管部署及び協議対象
中央区花と緑のまちづくり推進要綱	所管部署：環境土木部 水とみどりの課 緑化推進係 問合せ先：03-3546-5434 中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 7F 協議対象：敷地面積が200㎡以上の建築計画 ※敷地面積が1,000㎡以上（公共建築物は250㎡以上）となる建築計画の場合は東京都環境局自然環境部緑環境課指導担当とも協議
中央区集合住宅における資源保管場所等の設置指導要綱	所管部署：環境土木部 中央清掃事務所 問合せ先：03-3562-1521 中央区京橋 1-19-6 中央清掃事務所 協議対象： ・延べ面積3,000㎡以上の集合住宅、 ・住宅の用途に供する床面積の合計が1,000㎡以上の集合住宅 ・住戸が30戸以上の集合住宅 ※その他、「廃棄物保管場所等の設置要領」等あり
中央区有料老人ホーム設置運営指導要綱	所管部署：福祉保健部 介護保険課 指導担当 問合せ先：03-3546-5749 中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 4F 協議対象：当該要綱で規定する有料老人ホームの事業を計画する場合
中央区銀座地区附置義務駐車施設整備要綱	所管部署：都市整備部 建築課 事業調整担当 問合せ先：03-6264-7467 中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 5F 協議先：銀座駐車場協議会 E-mail parking@ginza-machidukuri.jp TEL_03-3567-1535 中央区銀座四丁目6番1号 銀座三和ビル3階 ※原則としてご連絡、申請書類送付等はメールにてお願いいたします。 協議対象：銀座一丁目から八丁目地内で行う建築計画で、東京都駐車場条例に基づく附置義務駐車施設に対し、当該要綱で定める規定の適用を受けようとするもの
中央区東京駅前地区附置義務駐車施設整備要綱	所管部署：都市整備部 建築課 事業調整担当 問合せ先：03-6264-7467 中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 5F 協議先：東京駅前地区駐車対策協議会事務局 E-mail jimu@t-p.tokyo TEL_03-6262-5476 中央区八重洲 1-4-16 東京建物八重洲ビル +OURS（プラスアールズ）内 ※基本的には、メールでのお問い合わせをお願いいたします。 協議対象：日本橋一丁目から三丁目、八重洲一丁目・二丁目、京橋一丁目から三丁目各地内で行う建築計画で、東京都駐車場条例に基づく附置義務駐車施設に対し、当該要綱で定める規定の適用を受けようとするもの
中央区受動喫煙防止対策の推進に関する指導要綱	所管部署：中央区保健所 生活衛生課 生活衛生事業係 問合せ先：03-3546-5762 中央区明石町 12-1 中央区保健所 3F 協議対象：敷地面積が100㎡以上の事務所等の建築計画
中央区旅館業法施行条例	所管部署：中央区保健所 生活衛生課 環境衛生担当 問合せ先：03-3541-5938 中央区明石町 12-1 中央区保健所 3F 協議対象：旅館業法で規定する旅館業を用途に含む建築計画
中央区首都高速道路地下化等都市基盤整備協力金要綱	所管部署：都市活性プロジェクト推進室 基盤事業調整課 基盤事業調整係 問合せ先：03-6278-8310 中央区築地 1-1-1 中央区役所 本庁舎 2F 協議対象：都市開発諸制度活用による建築又は敷地面積が3,000㎡以上で、都市基盤整備事業に関連する建築を行うもの